

申請に必要な書類は、次の7点です。(新規申請は6点です。)

(1) 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

申請窓口でお渡ししています。

(2) 自立支援医療診断書(精神通院) (2年に1回の提出)

申請窓口で指定様式をお渡ししています。(東京都指定様式の診断書以外では手続きできません。既に他道府県の様式で診断書を作成してしまっている場合は、申請窓口にご相談ください。)

診断書は、精神医療を行う主治医が作成したものが必要です。

更新申請において、受給者証左上に「次回の更新申請時は診断書が原則不要です」と記載のある場合、有効期限内での更新申請であれば、診断書の添付を省略することができます。

精神障害者保健福祉手帳と本制度を同時に申請する場合は、精神障害者保健福祉手帳用の診断書での申請が可能です。(疾患等によっては「重度かつ継続」に関する意見書も必要となります。)

※自立支援医療診断書(精神通院)及び意見書は「各種様式」中の外部リンク「東京都 自立支援医療診断書(精神通院)様式」から、精神障害者保健福祉手帳用の診断書は「各種様式」中の外部リンク「東京都 精神障害者保健福祉手帳診断書様式」からダウンロードできます。

(3) 保険証の写し

加入している医療保険によって、ご用意いただく保険証の写しの対象者が異なります。ご自身が加入している医療保険をご確認いただき、必要な方の保険証の写しをご用意ください。

ア 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療制度

同一世帯(※1)で同じ保険に加入している方全員分

イ 社保・共済等の医療保険

精神通院されている受診者本人分。ただし、医療保険が被扶養者の場合で受診者本人の被保険者証に被保険者氏名が記載されていない場合は被保険者分も必要

ウ 生活保護受給者の方は不要。ただし、生活保護受給中で、医療保険加入の方は、受診者の保険証の写しが必要

(※1) 世帯の範囲は住民票上の世帯ではなく、同一の医療保険に加入している方をもって同一世帯とします。異なる医療保険に加入している方は別世帯となります。

(4) 区市町村民税額と所得が確認できる書類

住民税額が確認できる書類を省略できるようになりました。ただし住民税課税地が大田区外の場合は、マイナンバーの情報連携により確認するため、別途「世帯調書」をご提出いただきます。世帯調書には次の①又は②の方のマイナンバーの確認書類の提示が必要となります。

住民税課税地が大田区外でマイナンバーの確認書類の提示ができない場合は、次の①

又は②の住民税課税（非課税）証明書、住民税決定通知書または納税通知書の写しが必要です。

- ① 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療の場合は、同じ保険証の加入者全員分。
- ② ①以外の医療保険で受給者が被保険者の場合は本人分、被扶養者の場合は本人分と被保険者分。

非課税の方で、受給者が障害年金等を受けている場合はその金額がわかるもの。

(5) 自立支援(精神通院)医療受給者証(更新・再開の方のみ)

受給者証が手元にない場合は、申請時に申請窓口でその旨をお伝えください。

(6) 番号確認書類

「マイナンバーカード」「マイナンバー通知カード」「マイナンバー記載の住民票」のいずれか1点

※ 対象者が18歳未満の場合は、本人分と申請する保護者分で2人分の番号確認書類が必要になります。

※ 通知カードは、通知カードに表示されている住所・氏名等の記載が、申請日時点の住民登録内容と一致している場合のみご使用できます。

(7) 本人確認書類

申請窓口申請に来所する方の本人確認書類が必要です。本人確認書類の種類によって、1点又は2点で確認をさせていただきます。

< 1点で確認 >

「写真付き」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:マイナンバーカード、免許証、写真付きの障害者手帳、パスポート、在留カード等)

< 2点で確認 >

「写真なし」で「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が確認できるもの

(例:保険証、生活保護受給証明書、自立支援受給者証、写真なしの障害者手帳、年金手帳等)